

旭川市民文化会館整備基本計画検討会 運営要綱

（趣旨）

第1条 旭川市民文化会館（以下「文化会館」という。）の建替えによる整備について、令和5年度に旭川市教育委員会社会教育部が定めた「旭川市民文化会館整備基本構想」に基づき検討を推進するため、旭川市民文化会館整備基本計画検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（職務）

第2条 検討会は、具体的な施設の機能や規模、立地など、旭川市民文化会館整備基本計画を策定する上で必要となる要素について意見集約を行う。

（参加者）

第3条 検討会の構成員は、次に掲げる者をもって構成し、13名以内で組織する。

- （1）建築及び都市計画に関し学識経験を有する者
- （2）市内文化団体等関係者
- （3）旭川市民文化会館整備基本構想検討会に参加し、基本構想の内容及び策定に至るまでの検討内容について熟知する者
- （4）その他教育長が必要と認めた者

（会議の進行）

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、社会教育部文化ホール整備担当において行う。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社会教育部主幹が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。